

病院事業に係る独立行政法人評価委員会の年度評価方法

1. 年度評価方法の事例

各評価委員会の年度評価方法は、次の様に行われている。

- ① 年度評価は、全体評価と項目別評価の2区分で実施している。
- ② 評価は、まず、法人が事業年度の実績を踏まえて自己評価を行い、その自己評価結果を評価委員会が評価し、その後、全体的な評価を行っている。
- ③ 項目別評価は、各評価項目を評価の基準に従って評価を行い、併せてその評定理由を付記している。
- ④ 項目別評価には、個別項目評価に加えて、大項目の評価を行っているところもある。
- ⑤ 大項目評価は、項目別評価の結果をもとに、各項目と業務全般について記述式で評価している。
- ⑥ 評価基準は、岡山・静岡を除く評価委員会が5段階評価で行っている。

名称	独法化の時期	病院数	評価の区分			
			全体評価		項目別評価	
			大項目評価	個別項目評価	大項目評価	個別項目評価
厚生労働省独立行政法人評価委員会国立病院部会 (国立病院機構)	H16.4	154	項目別評価の結果をもとに各項目と業務全般について記述式で評価 評価委員会の評価	実施せず 自己評価結果を評価委員会が評価 法人の自己評価	中期計画の個別項目を5段階評価 項目数：17項目（中期計画の中項目） 実施せず 自己評価結果を評価委員会が評価 法人の自己評価	中期計画を大幅に上回っている 中期計画を上回っている 中期計画を概ね合致している 中期計画をやや下回っている 中期計画を下回っており、大幅な改善が必要
大阪府地方独立行政法人評価委員会 (大阪府立病院機構)	H18.4	5	項目別評価の結果をもとに各項目と業務全般について記述式で評価 評価委員会の評価	個別項目評価の集計結果から、中期計画の大項目を5段階評価 項目数：2項目（主要な項目） 評価委員会の評価 自己評価結果を評価委員会が評価 法人の自己評価	特筆すべき進捗状況（特に認める場合） 計画どおり（すべての項目がⅢ～Ⅴ） おおむね計画どおり（Ⅲ～Ⅴの割合が9割以上） やや遅れている（Ⅲ～Ⅴの割合が9割未満） 重大な改善事項あり（特に認める場合）	年度計画を大幅に上回って実施している（特に認める場合） 年度計画を上回って実施している 年度計画を順調に実施している 年度計画を十分に実施できていない 年度計画を大幅に下回っている
宮城県立こども病院 評価委員会	H18.4	1	項目別評価の結果をもとに各項目と業務全般について記述式で評価 評価委員会の評価	実施せず 自己評価結果を評価委員会が評価 法人の自己評価	中期計画及び年度計画の個別項目を5段階評価 項目数：14項目（中期計画の中項目） 実施せず 自己評価結果を評価委員会が評価 法人の自己評価	中期計画・年度計画を大幅に上回っている 中期計画・年度計画を上回っている 中期計画・年度計画に概ね合致している 中期計画・年度計画をやや下回っている 中期計画・年度計画を下回っており、大幅な改善が必要
岡山県地方独立行政法人評価委員会 (岡山県精神科医療センター)	H19.4	1	項目別評価の結果をもとに各項目と業務全般について記述式で評価 評価委員会の評価	個別項目評価の集計結果から、中期計画の大項目を5段階評価 項目数：4項目（全項目） 評価委員会の評価 自己評価結果を評価委員会が評価 法人の自己評価	中期計画の最小項目を4段階評価 項目数：77項目 （財務に関する項目の一部をまとめて評価） 自己評価結果を評価委員会が評価 法人の自己評価	4点 年度計画を十分に達成 3点 年度計画を概ね達成 2点 年度計画をやや未達成 1点 年度計画を未達成
東京都地方独立行政法人評価委員会 高齢者医療・研究分科会 (東京都健康長寿医療センター)	H21.4	1	項目別評価の結果をもとに各項目と業務全般について記述式で評価 評価委員会の評価	実施せず 自己評価結果を評価委員会が評価 法人の自己評価	年度計画の項目（共通する項目を統合）を5段階評価 項目数：30項目（中期計画の中項目） 自己評価結果を評価委員会が評価 法人の自己評価	年度計画を大幅に上回って実施している 年度計画を上回って実施している 年度計画を概ね順調に実施している 年度計画を十分に実施していない 業務の大幅な見直し、改善が必要である
秋田県地方独立行政法人評価委員会 (秋田県立病院機構)	H21.4	2	項目別評価の結果をもとに法人の活動全体について記述式で評価 評価委員会の評価	実施せず 自己点検結果を評価委員会が評価 法人の自己点検	中期計画の各項目を5段階評価 項目数：35項目（中期計画の中項目） 自己点検結果を評価委員会が評価 法人の自己点検	S 特に優れた実績を上げている（特に認める場合） A 年度計画を順調に実施している（達成度概ね90%以上） B 年度計画を概ね順調に実施している（達成度70%～90%） C 年度計画を十分に実施していない（達成度概ね70%未満） D 業務の大幅な見直し、改善が必要である（特に認める場合）
静岡県立病院機構 評価委員会	H21.4	3	法人の自己評価結果をもとに業務全般について記述式で評価 評価委員会の評価	実施せず 法人の自己評価	法人が中期計画の項目を達成するために必要な「手段」と「行動計画」を示して3段階で自己評価 項目数：86項目 法人の自己評価	A 計画に対し十分に取り組み成果も得られている B 計画に対し十分に取組んでいる C 計画に対する取組は十分ではない

(2) 具体的な評価方法と評価基準（案）

- ① 評価の区分は、項目別評価と全体評価の2区分で実施する。
- ② 評価は、まず、法人が年度計画の実施状況を踏まえて項目別の自己評価を行い、この評価結果に対して評価委員会が項目別の評価を行う。最後に、評価委員会が項目別評価の結果を踏まえて全体的な評価を行う。
- ③ 評価の項目は、中期計画と年度計画の構成や項目の記載内容などから中期計画の中項目とし、病院事業の基本となる「1 医療の提供」については、中期計画の小項目とした。
 - ・項目別評価は、きめ細かい評価とするため5段階（S・A～D）の基準を設けて評価し、その理由を付記する。

<評価基準>

- S：当該事業年度における中期計画の実施状況が特に優れている
 - A：当該事業年度における中期計画の実施状況が優れている
 - B：当該事業年度における中期計画の実施状況が順調である
 - C：当該事業年度における中期計画の実施状況が劣っている
 - D：当該事業年度における中期計画の実施状況が特に劣っており、大幅な改善が必要
- ④ 全体評価は、項目別評価の結果を踏まえて、中期計画の大項目の観点から業務全般について記述式で評価する。

名称	独法化の時期	病院数	評価の区分		項目別評価の評価基準
			全体評価	項目別評価	
山梨県立病院機構 評価委員会（案）	H22.4	2	項目別評価の結果をもとに 中期計画の大項目の観点から 業務全般を記述式で評価 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">評価委員会の評価</div>	年度計画の実績を確認し、 中期計画の中項目（医療の提供に関しては小項目）を 5段階評価 項目数：41項目 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">自己評価結果を評価委員会が評価</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">↑</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">法人の自己評価</div>	S 当該事業年度における中期計画の実施状況が特に優れている A 当該事業年度における中期計画の実施状況が優れている B 当該事業年度における中期計画の実施状況が順調である C 当該事業年度における中期計画の実施状況が劣っている D 当該事業年度における中期計画の実施状況が著しく劣っており、大幅な改善が必要

中期計画・年度計画の項目一覧と評価項目(案)

○評価項目の考え方：評価項目は、中期計画と年度計画の構成や項目の記載内容などから、中期計画の中項目とし、病院事業の基本となる「1医療の提供」については、中期計画の小項目とした。

中期計画の項目		年度計画の項目	
大項目	中項目	小項目	
1 医療の提供	(1) 政策医療の提供	① 県立中央病院	<ul style="list-style-type: none"> 三次救急医療を担う救命救急センターと各診療科が連携を図り、迅速で効率的な治療を行う。 ドクターヘリの導入に向け、県の検討状況を踏まえながら、受入病院としての研究・検討を行う。 DMAT車両を活用した救命救急活動の検討を行う。 地域の分娩取扱医療機関との連携を図りながら、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児に対し、総合的、専門的な医療を提供する。 がん診療における医療機関の役割分担を進め、がん医療の質の向上と安全の確保を図るために、地域連携クリニカルパスを平成23年度までに地域がん診療連携拠点病院と共同で作成する。また、がん診療部を新設し、化学療法科、放射線治療科、緩和ケア科を集約し、包括的診療態勢の強化を図る。 (7) 外来化学療法室の準備 がん診療を充実するため、外来化学療法室を整備し、外来化学療法を推進する。 (イ) キャンサーボードの充実 がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行うため、各専門領域の医師が一堂に会して、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードを充実する。 (ウ) 緩和医療チームの充実 身体症状及び精神症状の緩和に携わる医師、専門の看護士などから構成する緩和医療チームを整備し、緩和ケア診療を充実する。 専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療提供を行う。 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、患者の精神的負担をケアするため、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。 一類感染症(エボラ出血熱など7疾病)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定機関としての医療を提供する。また、新型インフルエンザなど感染症患者に対する外来診療や、重篤患者に対する圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。
		② 県立北病院	<ul style="list-style-type: none"> 集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。 思春期に特有な精神疾患の治療について、児童思春期病棟を中心に、関係医療機関と連携して医療を提供する。また、新たに思春期の精神科ショートケアを提供する。 心身喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関を整備し、入院治療を開始する。
2 医療に関する調査研究	(2) 質の高い医療の提供	① 医療従事者の確保	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い医療を提供するため、引き続き関係機関との連携を図り、医師の確保に努める。 医師の研修内容や育成方法について検討を進める。 研修医などを対象とした医師宿舎を新築し、働きやすい環境の整備を行う。 看護師採用試験の複数回数実施や、県外での試験の実施、中途採用などの多様な採用方法を導入し、必要な看護師の確保を図る。 よりきめ細やかな看護の実施や、看護師の離職防止に役立つことから、運用病棟や看護師の配置を見直し、7月から7対1看護体制を導入する。
		② 医療の標準化と最適な医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> 現在、適用しているクリニカルパスの点検・見直しを行うとともに、新たなパスの導入の仕組み作りを進める。 県立中央病院において、7月から診断群分類包括評価(DPC)を導入するとともに、そこから得られる情報を医療サービスの見直しに活用する。 各種高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。 患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。 患者・家族との信頼・協力関係の構築 疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解(インフォームド・コンセント)に基づき、最適な医療を提供する。また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る 医薬品の処方、投薬の安全性の確保に努めるとともに、処方上の留意点など医薬品情報の共有化を図り、患者に対する服薬指導を実施する。 外来患者の待ち時間や患者満足度調査を実施し、診療予約制度の効率的運用など各種サービスの向上に努める。 紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規定の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。 県立北病院において、電子カルテ、オーダーリングシステム、医事会計システム等を中心とした診療支援システムを整備する。
3 医療に関する技術者の研修	(3) 県民に信頼される医療の提供	ア リスクマネージャーの活用	<ul style="list-style-type: none"> リスクマネージャーを活用し医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。
		イ 情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施する。また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。 医療技術の向上に貢献するため、臨床事例をもとに、各種調査研究を積極的に推進する。 研修体制の充実や専門医、認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。 院内研修会の開催、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資質の向上を図る。 他の地域医療機関の医療従事者を対象とした病院セミナーの定期的な開催など、医療技術の向上に資する研修を実施する。 他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師などを指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。 県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、総合相談センターから地域連携医療部への改編や、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取り組みを進める。 県立中央病院の施設、設備、医療機器の共同利用に向けた制度の検討を進める。 研修プログラムの内容の充実を図るとともに、指導医の育成、資質向上に取り組む。精神科に係る専修医の研修体制を県立北病院に整備する。 公的医療機関への外来診療の応援協力がしやすい仕組みの検討を進める。 県内の各地域医療機関に勤務する自治医科大学の卒業生等が、地域の医療ニーズに的確に対応できるよう、必要な知識や技術の修得を支援する。 救命救急センターの機能を活かして、救命救急士の育成に努める。 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。 大規模災害を想定したトリアージ訓練などを定期的に行うとともに、災害発生時には、知事の要請に応じてDMATを派遣するなど、機関連手拠点病院としての機能を発揮する。 他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMATを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。
4 医療に関する地域支援	(1) 地域医療機関との協力体制の強化	① 医療機器の共同利用	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターの機能を活かして、救命救急士の育成に努める。 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。
		② 臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターの機能を活かして、救命救急士の育成に努める。 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。
5 災害時における医療救護	(2) 地域医療への支援	③ 公的医療機関の支援	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターの機能を活かして、救命救急士の育成に努める。 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。
		④ 県内の医師トレーニングセンター化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターの機能を活かして、救命救急士の育成に努める。 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。
	(3) 社会的な要請への協力	① 救命救急士の育成	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターの機能を活かして、救命救急士の育成に努める。 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。
		② 看護師養成機関への講師派遣	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターの機能を活かして、救命救急士の育成に努める。 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。
	(1) 医療救護活動の拠点機能	③ 公的機関からの鑑定・調査への協力	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターの機能を活かして、救命救急士の育成に努める。 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。
			<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターの機能を活かして、救命救急士の育成に努める。 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。
	(2) 他県等の医療救護への協力		<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターの機能を活かして、救命救急士の育成に努める。 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。
			<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターの機能を活かして、救命救急士の育成に努める。 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。

中期計画・年度計画の項目一覧と評価項目(案)

中期計画の項目		年度計画の項目		
大項目	中項目	小項目		
業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	1 簡素で効率的な運営体制の構築	(1) 病院機構内における適切な権限配分	30	
		(2) 業務の集約化		
	2 効率的な業務運営の実現	(1) 弾力的な職員配置		31
		(2) 外部委託の推進		
	3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減	(1) 診療報酬請求の事務の強化		
		(2) 料金収入の見直し		32
(3) 未収金対策				
4 事務部門の専門性の向上	(4) 材料費の抑制			
	(5) 多様な契約手法の活用			
	(1) ミットシステム導入に向けた検討を行う。		33	
5 経営参画意識を高める組織文化の醸造	(2) 経営関係情報の周知			
	(3) 職員提案の奨励		34	
	(1) 経営改善の状況に応じたミットシステムの導入			
6 誇りや達成感をもって働くことのできる環境の整備	(2) 経営関係情報の周知			
	(3) 職員提案の奨励			
	(1) 職員満足度調査の実施		35	
1 予算	(2) 資格取得を含む研修の実施			
	(3) 公平で客観的な人事評価システムの導入			
	2 収支計画			
3 資金計画	1 予算 (収入 20,108百万円、支出 19,725百万円)			
	2 収支計画 (収入の部 19,144百万円、支出の部 19,131百万円、純利益 13百万円)			
	3 資金計画			
短期の借入金	1 限度額		36	
	1 保健医療行政への協力			
	2 法令社会規範の遵守			
	3 積極的な情報公開			
	4 移行前の退職給付引当金に関する事項			
その他の業務運営	5 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項		41	

評価項目数 41項目